

15 契約終了に伴う明渡し

- 1 賃借人から建物明渡しに関する交渉の依頼を受けた弁護士が、賃貸人から受け取った造作買取代金、追加金を依頼者に報告しなかったことが弁護士法所定の「品位を失うべき非行」に該当するとされた事例

東京高判 平成14年12月4日

最一小判 平成18年9月14日 裁時1420-1、判時1951-39、判タ1225-166、
金商1264-59

<事案の概要>

Aは平成4年9月から本件建物をPから賃借し、Bに転貸していた。

Aは平成5年9月に更新拒絶の通知を受け、弁護士Xに対し、Pとの交渉を依頼した。

A—P間で平成6年10月に次の内容の合意が成立した。①平成6年12月まで明渡しを猶予する、②造作買取代金その他一切の解決金として、PはAに2500万円を3回に分割して支払う、③明渡時にPはAに対し敷金600万円を返還する。

Xは解決金の第二回分割払分として、Pから同年11月に300万円の支払いを受けたが、それを直ちにAに報告せず、平成7年1月に受領した旨Aに虚偽の報告をした。

他方、XはAから造作買取代金の増額交渉を要請され、P及び明渡後に本件建物への入居を予定していたQとの間で、明渡しを遅らせる構えも見せつつ交渉を行い、平成7年1月にQから追加金として300万円を受領したが、同年11月に追加金受領の件が問題となるまで、追加金の件をAに報告しなかった。

Aらは、Xの所属するY弁護士会に弁護士法に基づく懲戒請求を行い、YはXの行為が同法第56条第1項所定の「品位を失うべき非行」に該当するとして懲戒処分をし、Xはこれを不服として日本弁護士連合会に審査請求をしたが、棄却の裁決を受けた。

これに対し、Xが日本弁護士会による棄却の裁決の取消しを請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審の東京高裁はXの請求を認容したが、最高裁は、次のように述べて、Xの訴えを斥けた。

弁護士倫理規程第31条所定の事件処理の報告義務は、依頼者に対し適切な自己決定の機会を保障するためにその前提となる判断材料を提供するという趣旨で、事件を委任した弁護士が負うべき重要な義務である。

また、同規程第40条所定の金銭の引渡し等の義務も、委任契約から生ずる基本的な義務であり、依頼事項に関連して相手方や第三者から金品を預かった場合、そのことを依頼者に報告することも報告義務の内容となるというべきである。

Xの行為は弁護士倫理規程の趣旨に反し、依頼者に不審感を抱かせるに足りるものといわざるを得ず、弁護士法第56条第1項所定の「品位を失うべき非行」に該当するとしてY弁護士会が行った懲戒処分が裁量権の逸脱又は濫用にあたるということはいえない。